

蔵王町公告第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案について、蔵王町民及び利害関係者は縦覧期間満了の日までに蔵王町長に意見書を提出することができる。

令和8年9月11日

蔵王町長 村上英人



1. 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 仙南広域都市計画道路
- (2) 名称 3・5・602号 遠刈田七日原線

2. 都市計画を変更しようとする土地の区域

- (1) 廃止しようとする土地の区域
遠刈田温泉字仲町、同字遠刈田西裏、同字新地西裏山、同字新地の各一部
(当該都市計画道路全線の廃止)

3. 縦覧場所

蔵王町役場（建設課）

4. 縦覧期間

令和8年9月11日から令和8年9月30日まで

5. 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。